

# 働きやすさ向上サポート事業委託業務 企画提案仕様書

## 1 業務名 働きやすさ向上サポート事業に係る委託業務

## 2 契約期間 契約締結の日から令和8年3月19日まで

## 3 目的

長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など、労働者の仕事と生活の調和を図っていくためには、企業における働き方の見直しの取組や休暇制度の整備等、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。

沖縄県では、平成19年度からワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を『沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業』として認証を行っている。この認証制度により、社会的に評価される仕組みをつくることで、仕事と育児が両立しやすく、多様な働き方が可能となる職場環境を作るよう企業の自主的な取組を促すことを目的としている。

本事業では、認証制度の更なる周知拡大と、県内企業のワーク・ライフ・バランスへの取組を支援することで、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことができるよう、職場環境における働きやすさを向上させることとする。

## 4 委託業務内容

### (1) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に関する広報

#### ア チラシ、動画、ホームページ等の制作

##### (ア) チラシの制作

①仕様：A4版又はA3判、カラー（片面又は両面）

②作成部数：500部及び電子データ

③内容：沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に関する解説、要件の説明、認証取得によるインセンティブ等を掲載し、県内企業の認証取得を促進する内容とすること。

##### (イ) 認証制度のPR動画の制作

①仕様：4分程度の動画及び8分程度の動画

②内容：認証制度の目的や仕組みが企業や求人者等に広く伝わり、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得の機運が高まるよう、認証制度の趣旨説明を行うPR動画を制作すること。

##### (ウ) ワーク・ライフ・バランスに係るホームページ制作等の広報

本事業の内容及びワーク・ライフ・バランス認証企業等の好事例等を広く県民や企業に周知する等の効果的な広報活動を行う。また、商工会議所等の関係機関とも連携して、事業の周知を図る。

#### イ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー又はシンポジウムの開催

##### (ア) 対象

企業経営者及び人事・労務の担当者

##### (イ) 開催場所

沖縄県内にて1回以上

(ウ) 参加者規模

150名程度（複数回実施する場合は累計で150名程度）

(エ) 内容等

・県内企業や県民に対するワーク・ライフ・バランスの周知啓発、及び認証制度の取得促進と認知度向上において効果的と判断される内容を提案すること（自主提案）。ただし、事業目的を逸脱しないテーマを提案すること。

(例) 男性の育児休業の取得促進、テレワーク促進、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上の両立、柔軟な働き方（フレックスタイム制、勤務間インターバル等）の導入等

・セミナー又はシンポジウムにおいて、当課が実施している「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」について周知を行うこと。

(オ) アンケート調査の実施

参加者に対しアンケート調査を実施し、理解度、満足度等を確認した上で、今後の改善点等について報告書を提出する。

## (2) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証に関する業務

### ア 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の事前審査等

(ア) 認証に係る事前審査

① 申請企業の公募、受付、事前審査を随時実施すること。

② 公募は、申請企業を広く募集するために、制度説明会の開催や、関係団体等への周知、チラシ、ホームページの作成等、各媒体を用いた広告など、広報・周知を図ること。

③ 申請企業に対し必要書類の提出を要求する等の連絡、調整を行うこと。

④ 審査に当たっては「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度要綱」に定める要件に合致するか、必要書類は整っているか等を確認した上で、申請書類を全て受領し、これを取りまとめて県に提出すること。

(イ) 企業の認証取得支援

① 認証の取得を希望する事業所に対して、認証制度の基準を満たすために必要な助言を行い、対策案を示し、事業所での導入及び実行を支援すること。

② 支援の方法は以下のとおりとし、令和7年度内に15社以上の事業所が認証申請及び認証取得できるよう支援すること。

a 照会対応

企業からの認証制度に関する照会等に回答すること。ただし、必要に応じて県と調整の上、回答すること。

b 個別相談

事業所の個別の状況に応じて、認証基準を満たすために必要な取組の確認及び助言、関連するその他の県事業等の活用、各種相談窓口の紹介等の支援を行うこと。

c 候補企業の開拓、掘り起こし

受託者の有する知見やネットワークを生かし、認証取得の候補となる企業の開拓、掘り起こしを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や助言等を行う。

### イ 認証企業に対するフォローアップ講座の実施

(ア) 対象企業

認証取得企業の経営者や人事担当者等とし、認証期間5年を経過した後の更

新審査においても引き続き認証更新できるよう支援する。

- (イ) 開催回数  
沖縄県内にて1回以上実施すること。
- (ウ) 参加人数規模  
10社程度を想定しているが、参加を希望する認証企業全社が受講できるようにすること。複数回開催する場合は、各回の参加人数は、研修内容に応じて適切な人数とすること。
- (エ) 実施時間  
1回につき合計3時間程度  
なお、1コマ当たり及び1日当たりの実施時間、開催頻度等は、受講者が参加しやすいよう配慮すること。
- (オ) 実施方法  
原則として対面での集合研修の形式とするが、受講者が参加しやすいよう、オンラインでの開催も可とする。
- (カ) 実施内容
  - a 講座の内容は、認証項目に関連した内容のほか、認証企業の要望等を踏まえた内容とすることも可。ただし、事業目的を逸脱しない内容であること。
  - b グループワーク等を活用し、受講者相互の情報交換、情報共有に繋がるものとする。

#### ウ ワーク・ライフ・バランス推進に係る専門家派遣

- (ア) 支援対象企業  
県内に事業所を有し、ワーク・ライフ・バランスの推進、在宅勤務等のテレワーク、男性の育児休業の取得促進に取り組む意欲がある企業であること。  
また、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業の認証申請について希望又は検討している企業  
※上記以外の企業選定に当たっては、事前に県と協議するものとする。
- (イ) 支援企業数及び支援回数  
支援企業数15社（県内企業15社）を想定。  
支援回数については、3回程度の派遣を想定。
- (ウ) 業務内容  
「ワーク・ライフ・バランスと生産性向上の両立」コース、「テレワークの境整備推進」コース、「男性の育児休業の取得促進」コースに分け、以下の支援を行う。
  - a ヒアリングの実施  
具体的な支援内容を決定するために、ヒアリングを行う。
  - b コンサルティング、助言等の実施  
支援を行う企業の事業主の意向、従業員の状況、ニーズ等を踏まえ実施する。
  - c 支援実施報告書の作成  
支援企業への訪問ごとに、支援内容等に関する報告書を作成する。
  - d アンケート調査の実施
- (エ) 留意事項  
派遣に当たってはワーク・ライフ・バランスの推進・取組支援、テレワークの推進、男性の育児休業の取得促進・取組支援等を行うために適当な社会保険労務士又は中小企業診断士を起用すること。

### (3) 令和6年度働きやすい環境づくり推進事業専門家派遣企業の追跡調査

昨年度、本事業において専門家派遣を受けた企業を対象として、年次有給休暇取得率、育児休業取得率、テレワーク実施率、ワーク・ライフ・バランスに係る規定の整備状況等を調査することで、本事業の効果検証を行う。

### (4) (1)から(3)までに付随する業務

講師、会場の確保、申込受付等、(1)から(3)までに付随する業務を行うこと。

## 5 活動指標・成果指標

活動指標・成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

### ① 活動指標

下表のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

活動指標	目標値
セミナー受講者数	150人
専門家派遣企業数	15社

### ② 成果指標

下表のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

成果指標	目標値
ワーク・ライフ・バランス認証企業数	15社以上
県内企業における男性の育児休業取得率	対前年度比3.0%増
県内企業におけるテレワーク実施率	対前年度比増1.67%増

## 6 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

<契約の主たる部分>

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募に参加している者、指名停止の措置を受けている者又は暴力団員若しくは

暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・履行に当たり特殊な技術能力等を必要とする業務
- ・業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務

<簡易な業務>

- ・チラシ・ポスター等の広報物の制作
- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

## 7 業務の進捗状況及び打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施する。なお、毎月の進捗状況等を翌月 10 日までに労働政策課に報告すること。

## 8 著作権

成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう、連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議すること。